

障害福祉施設整備事業における令和8年度整備施設の選定方針及び審査について

第1 基本方針

主に、防災・減災対策の推進及び第7期障害福祉計画に基づく障害者の地域生活移行を推進する観点から、

- ・ 障害者施設等の安全・安心確保のための防災・減災対策にかかる補修・改修・設備（非常用自家発電設備・給水設備）整備
- ・ 障害福祉サービス等の提供体制の整備
- ・ 入所施設等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援を中心に推進する。

第2 優先順位の基本的考え方（全施設共通）

整備要望のあったものの中から、優先度合いを検討する。

○ 優先順位が上位のもの

- ・ 障害者施設等の安全・安心を確保のための防災・減災対策にかかる耐震化整備，補修，改修，設備（非常用自家発電設備・給水設備・蓄電設備※）等の整備を行うもの
※蓄電設備については，共同生活援助の基盤整備を図るための改修工事に限る。
- ・ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から，入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
- ・ 入所施設や病院等からの地域移行を目的とするグループホームや就労支援事業所等の整備を行うもの
- ・ 地域の障害児支援の充実を図るための整備を行うもの
- ・ 消防法施行令等の一部改正により，設置基準が見直されたことに伴う，スプリンクラー設備及び自動火災報知器の整備を行うもの
- ・ 地域生活支援拠点整備を図るもの
- ・ 施設の木造化，内装等への木材の利用や木製品利用等，積極的な活用を行うもの
- ・ 障害児入所施設において，小規模グループケアにより家庭的な環境で質の高い支援を行うもの。
- ・ その他，国の「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」により示される優先順位を付す際の指標に示される整備を行うもの

○ 優先順位が下位のもの

- ・ 事業計画の内容が不十分なもの
- ・ 経営状態が安定しておらず，資金計画の内容が不十分なもの
- ・ 社会福祉事業の実績がない法人
- ・ 直近5か年間に於いて，当該補助により，施設整備を行った実績がある法人
- ・ 災害レッドゾーン内に施設整備等を行うもの

- ・ グループホームを整備する計画においては、同一敷地内に他のグループホームが設置済のもの（地域においてグループホームが不足している場合を除く）

第3 審査項目

1 障害福祉計画への適合

- ・ 障害保健福祉圏域ごとの必要サービス見込量を超過していないか。
- ・ 障害者の地域生活移行又は工賃向上等に資する内容であるか。
- ・ 市町村障害福祉計画等との不整合はないか（市町村の意見書は添付されているか）。

2 設備運営基準への適合

- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」，「児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員，設備及び運営に関する基準」等，その他の法令・基準への不適合はないか。
- ・ 法令等に明確な基準がない場合でも，建物構造その他障害者の利用環境について，補助事業による整備として望ましい配慮がなされているか。

3 事業予定地の状況

- ・ 各種法令による規制はないか。規制解除の見込みは確実か。
- ・ 土砂災害警戒区域である等，防災・安全上の問題はないか。
- ・ 自己所有又は長期賃貸借契約締結の見込みは確実か。

4 資金計画の妥当性

- ・ 寄付金，借入金，預貯金の財源は確実か。
- ・ 補助金をあてにした計画になっていないか。

5 指導監査の状況

- ・ 各地域振興局等の指導状況並びに運営指導及び監査において，補助事業の実施主体として不適格と判断される等の指摘事項はないか。

6 法人運営状況

- ・ 過去において社会福祉事業の実績があるか。
- ・ 法人の財務状況（資産と負債等の収支差）は健全か。

7 過去の補助事業実施状況

- ・ 過去の財政的援助団体監査等における指摘事項はないか。
- ・ 特定の法人，施設に偏った補助とならないか。

8 整備内容の妥当性

- ・ 事業内容と整備理由に整合がとれているか。
- ・ 事業内容に必要性・緊急性は認められるか。

9 整備内容の計画性

- ・ 具体的な計画となっているか。
- ・ 今後変更のない計画となっているか。
- ・ 記載要領に定める整備内容に基づいた計画となっているか。